

さ情審査答申第177号  
令和元年10月25日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成28年10月6日付けで貴職から受けた、「特定法人の産業廃棄物不適正処理に関する対応状況について（報告）」（文書番号、フォルダ名、担当課、登録年度、保存期間、完結日を特定）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年6月16日付け環資産第1154号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、提出物の文書名を特定し、精査の上で提出物及び報告書別紙の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。  
誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。  
提出物の文書名を特定し、精査の上で開示せよ。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

(1) 本件開示請求の対象となった行政情報は、特定法人が産業廃棄物の不適正処理を行ったことについての文書勧告及び改善措置を求めたことに

対する当該法人の改善措置の完了状況、市による立入検査の結果等を報告した起案文書である。当該行政情報中、特定法人から提出された改善措置の完了を確認するための書類については、一定期間の当該法人の取引先からの産業廃棄物の受入量及び処理の状況など当該法人の事業活動全般に関する情報であり、開示することにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号に該当し不開示とした。

- (2) また、それらの書類は、市による検査の対象として提出を求めた情報であり、その名称及び内容を公にすることにより、市が行う検査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため、条例第7条第5号に該当し不開示とした。
- (3) 当該行政情報中、確認検査結果の書類については、検査の手法が明らかとなる部分及び当該法人の事業活動に関する情報について、前述と同様の理由から不開示とした。
- (4) 当該行政情報中、関係書類として添付した勧告文書（写し）及び改善措置通知（写し）に記載されていた氏名に係る直筆のサインについては、特定の個人が識別できる個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当し不開示とした。
- (5) 審査請求人は、実施機関が特定した文書について、誤った文書特定の瑕疵があると主張しているが、実施機関は行政情報開示請求書に記載されていた「開示請求に係る行政情報の名称又は内容」のとおり、文書番号、文書件名、フォルダ名、担当課、登録年度及び完結日が一致している行政情報を特定したものである。したがって、行政情報開示請求に係る行政情報の特定に誤りはなかった。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年6月2日に文書番号、文書件名、フォルダ名、担当課、登録年度、保存期間、完結日を特定して行った行政情報開示請求に対して、実施機関が特定した「環資産003385 特定法人の産業廃棄物不適正処理に関する対応状況について（報告）（平成27年11月13日決裁）」である。

実施機関は本件開示請求に対し、該当する文書のうち、勧告文書及び改善措置通知を受取った者の氏名が直筆で書かれた部分を条例第7条第2号に該当するとして、また、特定法人から提出された書類については法人の事業

活動に関する情報であることから条例第7条第3号に該当するとして、更に、特定法人に提出を求めた書類が何であるのかわかる部分については、市が行う検査事務に関する情報であることから条例第7条第5号に該当するとして、それぞれの該当部分を不開示とする一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、処分の取消しと、不開示とした特定法人からの提出物及び報告書別紙の開示を求めるとともに、文書特定の瑕疵があることを理由に本件審査請求を行ったものである。

## 2 本件処分の当否について

### (1) 文書の特定について

審査請求人は、誤った文書特定の瑕疵を主張している。

当審査会において、実施機関が開示した文書を見分したところ、当該文書は開示請求書の「開示請求に係る行政情報の名称又は内容」の欄に記載された内容と、「文書番号」「文書件名」「フォルダ名」「担当課」「登録年度」「保存期間」「完結（決裁）日」についてそれぞれ一致していた。したがって、文書の特定に瑕疵はなく適正に行われたと認められる。

### (2) 提出物及び報告書について

審査請求人は、提出物及び報告書別紙の開示を求めている。

当審査会において、実施機関が特定した文書を確認したところ「提出物」とは、違反行為を行った特定法人が改善措置を講じたことを示すために実施機関に提出した書類のことであり、また、「報告書別紙」とは、平成27年9月11日に特定法人から提出された報告書に添付された書類であり、どちらも特定された文書の一部であった。

これらの提出物及び報告書別紙は、当審査会が見分した限り、法人の事業活動に関する情報であり、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえることから条例第7条第3号に該当すると認められる。また、提出を求めた情報の名称又は内容を公表することは、事業者が検査手法を習得し、それをくぐり抜ける方策を講ずることにつながるおそれがあり、条例第7条第5号に該当すると認められる。よって実施機関が当該部分を不開示とした処分は妥当である。

## 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年10月 6日	諮問の受理（諮問第432号）
---	-------------	----------------

②	平成30年 7月19日	審議
③	令和元年 7月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 10月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)